

# 令和2年度一般会計・特別会計に係る定期監査実施計画

## 1 監査等の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

## 2 監査の対象

一般会計及び特別会計に係る部課の財務に関する事務の執行について、次に掲げる対象事務及び対象期間とする。ただし、小学校、中学校、幼稚園、保育所に係る定期監査実施計画については、別途定める。

### (1) 令和2年5月に実施する部課

① 対象事務：平成30年度及び令和元年度事務事業

※必要に応じて他年度を含む。

② 対象期間：令和2年2月末までに収入・支出事務が完了しているもの（財務会計システムから抽出する。）

③ 対象部：福祉部、魅力創造部、農業委員会事務局

### (2) 令和2年10月から令和3年2月に実施する部課

① 対象事務：令和元年度及び令和2年度事務事業

※必要に応じて他年度を含む。

② 対象期間：令和元年度及び令和2年度4月から監査実施該当月の3か月前の末日までに収入・支出事務が完了しているもの（財務会計システムから抽出する。）

③ 対象部：総務部、財務部、学校教育部、市民環境部、保健部、会計管理者会計課、監査事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会

## 3 監査の着眼点

### (1) 共通的事項

① 予算の執行

ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。

② その他

ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。

イ 計数に違算はないか。特に各種の帳簿、証拠書類等の計数は各種帳簿類の計数と符合しているか。

ウ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式が使用されているか。また各種帳簿類の保存等は適正に行われているか。

エ 現金（前渡金、概算払金、釣銭及び窓口保管金を含む。）、有価証券等の保管及び取扱いは適正か。また、確実かつ有利な方法になっているか。

オ 経理事務について、管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

### (2) 収入事務

① 調定事務

- ア 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 調定額の算定は適正か。また、計数に誤りはないか。
- ウ 調定の時期及び手続は適正か。
- エ 調定の漏れはないか。
- オ 減免、延納等の理由及び手続は適正か。
- カ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越がなされており、また、その時期は適正か。

② 徴収事務

- ア 納入の通知は適正に行われているか。
- イ 納期限の設定は適切か。
- ウ 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- エ 分納及び徴収停止の措置は適正か。
- オ 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。
- カ 収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。

③ 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- イ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ウ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
- エ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- オ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- カ 釣銭準備金の設定、取扱い及び保管は適正に行われているか。

④ 滞納整理事務

- ア 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- イ 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。
- ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
- エ 滞納整理について努力が払われているか。
- オ 不納欠損処分は適時かつ厳正に行われているか。
- カ 時効の起算点に誤りはないか。

(3) 支出事務

① 支出一般

- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- イ 支出負担行為は法令等に違反していないか。
- ウ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- エ 予算配当、配分の時期及び額は適切か。
- オ 予算流用、予備費充当の手続及び時期は適正か。
- カ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等の定めるところにより随時、適正に行われているか。

② 旅費の支出

- ア 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。
- イ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。

ウ 目的、期間、人員等の必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。

③ 食糧費の支出

ア 実施の手続は、必ず事前にとっているか。

イ 証拠書類は整えられているか。また、その計数に誤りはないか。

④ 需用費等の支出

ア 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

イ 消耗品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。

ウ 年度末において当面必要としない物品を購入していないか。

⑤ 契約事務

ア 入札による場合、その方法及び手続は適正か。

イ 随意契約による場合、その理由は適正か。

ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

エ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

オ 完成の時期、納入の時期その他の契約履行期限は守られているか。

カ 契約書どおりの履行がなされているか。

キ 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。

⑥ 補助金交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。

エ 補助金等の交付時期は妥当であるか。

オ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。

カ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認は行われているか。

キ 事業計画書どおり精算が行われているか。

⑦ 財産管理事務

ア 財産の取得及び処分の手続は適正か。

イ 違法又は不当な財産の管理はないか。また、違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか。

ウ 貸付（使用許可）の理由は適切か。

エ 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

オ 貸付（使用）料、保証金の減免について、その理由、金額は適正か。

カ 備品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。

キ 物品は正しく分類されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

4 重点調査事項

令和2年度の重点調査事項については、「3監査の着眼点」のうち、下線の項目を着眼点とす

る。

## 5 各課別の個別の調査事項

重点調査事項とは別に、前回の指摘事項やその他部内における注意を要する事項、新規事業、課題のある事業等について、特に今年度調査する必要がある事項を個別の独自の調査事項とする。なお、各課別の具体的な調査事項及び着眼点については、事前に監査委員で協議し、決定する。

## 6 監査の主な実施手続

監査等の実施手続の選択については、岸和田市監査基準第16条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」
- (2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (5) 事実の存否又は問題点について監査対象部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

## 7 定期監査の基本的な実施方法

- (1) 実施通知  
おおむね監査実施日の2か月前に対象課に文書で通知する。
- (2) 局内協議  
事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や重点調査事項、その他調査事項等について局内で協議し、確認する。
- (3) 事前調査  
おおむね監査実施日の40日前に監査対象課から提出された監査資料をもとに、予算執行額の確認や使用帳簿類の点検を行う。ただし、出納検査事前調査日を除く。
- (4) 局内協議  
書類等調査後、監査対象課に対してヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。
- (5) ヒアリング  
上記の点検等での疑問点については、監査対象課の職員に対してヒアリングを行う。
- (6) 局内協議
  - ① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめ、その是非を報告し、問題点については、指摘事項や注意事項に分類した担当者案を提示する。
  - ② 各担当者案について協議し、監査委員への報告内容をまとめる。
- (7) 監査委員へ復命  
事前調査の結果を監査事務局としてまとめて監査委員へ復命し、認識を共有する。
- (8) 監査委員監査

監査対象の部課長が出席し、部長からの監査資料説明の後、監査委員から質疑を行い、疑問点等を糺すとともに事務局からの報告内容についての事実確認や対象部課の見解を聴取する。

(9) 監査委員協議

監査での質疑応答等を踏まえ、「指摘事項」とするのか、「その他部内における注意を要する事項」とするのかを協議し、決定する。

(10) 監査結果の報告

監査終了後、速やかに監査結果報告書を取りまとめ、議会、市長等への報告及び公表を行う。  
(おおむね10日以内)

(11) 監査調書を整理する。

## 8 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

原則として、監査委員室で監査を実施する。ただし、外部施設等の場合、最新の設備や取組み、課題等について、監査委員が現地で実際に検分し、監査を行うことがある。

(2) 日程

令和2年度岸和田市監査等年間計画のとおり

## 9 監査の担当者及び事務分担

令和2年度岸和田市監査等年間計画のとおり

## 10 その他監査の実施上必要と認める事項

必要に応じ別に定める。